

空き地及び空き家の火災予防

放火、火遊び、たばこの投げ捨て等による空き地、空き家の火災を未然に防ぐため、空き地や空き家の所有者、管理者は、火災予防上必要な措置を講じなければならないことが、条例で規定されています。

《具体的な管理について》

空き地の管理では次のことに注意してください。

- ◇枯れ草は刈り取るか、土砂等で埋めましょう。
- ◇木屑や紙屑等の燃えやすいものは置かないでください。
- ◇フェンス等で周囲を囲みましょう。

空き家の管理では次のことに注意してください。

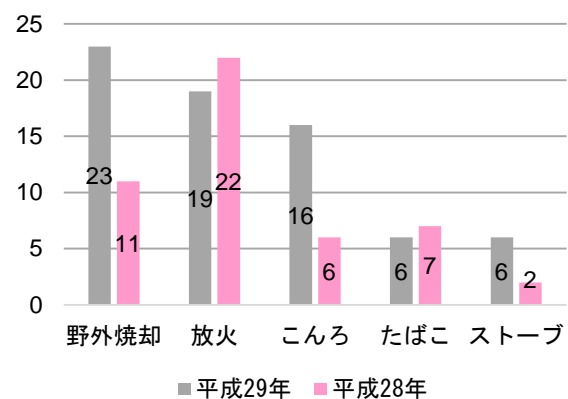
- ◇みだりに人が出入りできないよう施錠しましょう。
- ◇燃えやすいものを周囲に置かないようにしてください。
- ◇ガス、電気は確実に遮断し、危険物（灯油等）は置かないようにしてください。

●問合せ 市民協働推進課消防防災係
Tel 75-4982

◎主な出火原因

出火原因は、「野外焼却」に次いで「放火」が上位となっています。

主な出火原因



「7か国語」の通訳で119番通報などに対応

在住者の言語カバー率「80%」

6月1日、久留米広域消防本部では、外国人の観光客、留学生、市内在住者の方が119番通報や災害現場で少しでも安心できる環境を整えるため、電話通訳センターを介した24時間365日対応の多言語通訳サービスを開始します。

同本部が管轄するうきは市をはじめ、筑後地域消防指令センターが119番通報を受け付ける15市町村で広域的に利用できます。

市民の皆さんから、ご近所やお知り合いの外国人の方へお知らせください。ご協力をお願いします。

【7か国語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語及びタイ語

●問合せ 久留米広域消防本部情報指令課
(筑後地域消防指令センター)
Tel 0942-41-0411

